（記録の整備）

第二百七十五条　（略）

２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定により提供した具体的なサービスの内容等の記録

二　第二百七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三　第二百七十三条第四項の規定による結果等の記録

四　次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五　次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六　次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七　（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～三　（略）

四　法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

五～七　（略）

八　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十　（略）

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第二百七十八条の二　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

２～４　（略）

（記録の整備）

第二百七十五条　（略）

２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

二　第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録

三　次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四　次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五　次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六　（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～三　（略）

（新設）

四～六　（略）

（新設）

（新設）

七　（略）

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第二百七十八条の二　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

２～４　（略）